

（授業目的公衆送信補償金の額）

第百四條の十三 第百四條の十一第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受け

2 前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十五條第二項の規定にかわ

3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三十

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の額が、第三十五條第一項の

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

（補償金関係業務の執行に関する規程）

第百四條の十四 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執

2 前項の規程には、授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、

第百四條の十五 指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の総額のうち、授業目的公衆送信による

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しな

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、

（報告の徴収等）

第百四條の十六 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要が

（政令への委任）

第百四條の十七 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項

（施行期日）

第百四條の十八 この法律は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

一 第百十三條第五項の改正規定並びに附則第四條及び第七條から第十條までの規定（公布の日

二 目次の改正規定、第三十五條の改正規定、第四十八條第一項第三号の改正規定（第三十五條一

（複製物の使用についての経過措置）

第百四條の十九 この法律の施行の日（以下「施行日」という。前にこの法律による改正前の著作権法（以下

2 施行日前に旧法第百二條第一項において準用する旧法第三十條の四又は第四十七條の四から第四

2 施行日前に旧法第百二條第一項において準用する旧法第三十條の四又は第四十七條の四から第四